

郵電業第168号
平成12年2月25日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一 殿

郵政省電気通信局長

天野 定

接続料の算定に関する事項について

平成11年12月13日付け東相制第99-135号で申請のあった指定電気通信設備に係る接続約款の設定については、平成12年2月18日に電気通信審議会から答申があったところであるが、同時に別添のとおり、認可を行うに当たって講じられるよう配慮すべき措置が指摘されているところである。このうち3(1)ア及び(3)に関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずることとされたい。

記

1 コロケーションに関する措置

コロケーションに関する手続において、接続事業者がコロケーションを必要とする設備が、不当に対象外とされることがないよう、コロケーション対象設備に該当するか否かの挙証責任はコロケーションの請求時も含めて接続事業者側ではなく、貴社の側にあることを念頭に置いて、別添の電気通信審議会答申の趣旨を徹底すること。

2 中継伝送機能（専用型）に関する措置

中継伝送機能（専用型）の接続料の低廉化の実現に向けて、大容量の利用による設備効率の向上を反映した料金設定の在り方を検討する必要があるので、平成12年度の接続料改定までに検討し、その結果を報告すること。



答申書(写し)

平成11年12月17日付け諮問第38号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「東西NTT」という。）が指定電気通信設備に関する接続約款を変更することについては、

新設の申請がなされているコロケーションに関する手続きにおいて、接続事業者がコロケーションを請求する装置について、東西NTTにおいてそれが「接続に必要な装置」ではないことが明白とする理由を説明出来ない場合にはその請求を承諾するものとすること

が確保された場合には、認可することが適當と認められる。

2 なお、提出された意見及び再意見並びにそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

3 おって、郵政省が認可を行うに当たっては、提出された意見及び再意見を踏まえて、特に以下の措置が講じられることを要望する。

(1) コロケーションに関する措置

ア コロケーションに関する手続において、接続事業者がコロケーションを必要とする設備が、不当に対象外とされることがないよう、別紙の考え方48の趣旨について東西NTTに対して求めること。

イ コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要であることに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること。

(2) MDF（主配線盤）接続に関する措置

接続事業者による加入者へのアクセスを円滑に実現するために、MDF以下の加入者回線について、電話と重畳する場合としない場合の各々につき、接続料が接続約款の中に記載されることが望ましい、との事業者意見

を踏まえ、現在行われているDSLの試験的な接続の状況も参考としつつ、講じるべき必要な措置について検討を行うこと。

(3) 中継伝送機能（専用型）に関する措置

中継伝送機能（専用型）の接続料の低廉化の実現に向けて、大容量の利用による設備効率の向上を反映した料金設定の在り方を検討する必要があるので、東西NTTに対して、平成12年度の接続料改定までに検討し、その結果を郵政省に報告するよう求めること。

東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の接続約款の変更案に対する
意見及び再意見並びにそれに対する考え方(抜粋)

考え方48

今回の接続約款の規定の変更案は、「(第2次)接続料の算定に関する研究会」報告書の趣旨に則ったものということで、第16条第3項、第4項に規定が盛り込まれている。

第3項は接続事業者の必要性を基本とする考え方についてコロケーションに関する手続について定めたものとして運用されるべきである。第3項で求められる書面には接続事業者が接続に際してその設備を用いることが「技術的・経済的代替性の観点で合理的範囲内」であると述べることで足ると解され、その判断が基本とされる以上、当該設備がコロケーションの対象設備に該当するか否かを東西NTTが「審査」したり、「恣意的な判断」によってこれを覆すことは出来ない。

接続事業者がコロケーションを請求する装置がコロケーションの対象外であるとするためには、接続に必要な装置ではないことが明白であることの理由を東西NTTにおいて説明することが出来なければならないと考えられる。

これに対して、申請されている接続約款案第16条第4項について、東西NTTの考えでは、接続に「不可欠」であるかどうかについて「疑義」がある場合に、コロケーション対象外ではないか協議を行うとしており、第4項の規定においても装置がコロケーション対象となることについて挙証責任を接続事業者に対して負わせることとしていて適切ではない。

コロケーションの対象範囲について行う協議は、東西NTTが、接続事業者が接続に際して当該設備を用いる必要性がないことについて明白に理由を説明出来る場合に限って申し入れることが出来ることとすべきである。東西NTTの再意見にあるような、単に当該装置が「接続に不可欠であるかどうかについて疑義がある」ことをもってこの協議を行うための理由としてはならない。

郵政省において上記の趣旨を徹底させるべきであり、申請されている第16条第4項についても修正が必要である。万が一にも不適切な運用がなされる場合には現在のコロケーションルールを見直す必要も想定されるが、まずはその運用の実態を見守っていく必要がある。

(以下略)